

北海道飲食店感染防止対策認証制度（第三者認証制度）の廃止について

－第三者認証制度認証店の皆様へ－

国では、4月27日、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置づけるとともに、基本的対処方針を廃止することとしました。これに伴い、同方針に基づく道の第三者認証制度は、5月7日をもって廃止いたしますので、お知らせします。

第三者認証制度の廃止にあたっての留意事項

- 第三者認証制度の「認証書」は、令和5年（2023年）5月7日をもって、廃棄してください。
- 5月8日以降の日常における基本的な感染対策については、事業者の判断に委ねられることから、自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなります。（下記の「位置づけ変更後の基本的な感染対策」を参考としてください。）
- パーティションなど、認証制度に基づく感染症対策として活用してきた備品等（※）の取扱いについては、利用者・従業員の意向等も踏まえ、各事業者ごとに適宜判断をお願いします。

※ 備品等の例～パーティション、検温器、二酸化炭素濃度測定器
 →これらの取扱いとしては、引き続き感染対策としての活用・保管、再利用・再資源化も検討してください。
 →補助金等により取得した財産を処分する場合には、交付行政庁が定める一定の要件（補助対象財産の取得価格が単価50万円未満等）を満たす必要がありますので、取扱いについては交付要綱等の確認や必要に応じて交付行政庁にお問い合わせください。

位置づけ変更後の基本的な感染対策

- **マスクの着用**
 - ・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。
 - ※高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨（医療機関受診時、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時など）
 - ※「マスク着用の考え方の見直し等について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和5年2月10日）を参考としてください。→ https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html
- **手洗い等の手指衛生、換気**
 - ・新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効。
- **「三つの密」の回避、人と人との距離の確保**
 - ・流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）。
 - ※「位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方」
 こちら→ <https://www.mhlw.go.jp/content/001081572.pdf>
 - ※「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ」
 こちら→ <https://corona.go.jp/guideline/>

今後の情報提供について

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、現在、御登録いただいているメールアドレスにより、適時、情報提供させていただきますので、御了承ください。
- 情報提供を希望しない場合には、下記に御連絡をお願いします。

【第三者認証制度コールセンター】 0570-783-816(平日9:00~18:00)[5/31まで]

メールアドレスの登録のお願い

感染防止対策に関する情報は、今後、HPとメールによる提供とさせていただきますので、
 認証申請時にメールアドレスを登録していない場合には、登録をお願いします。

メールアドレスの登録はこちら→ <https://www.harp.lg.jp/6SRU1UoI>



【お問い合わせ】

第三者認証制度コールセンター：0570-783-816（平日9：00～18：00） [5/31まで]
 北海道経済部経済企画局経済企画課：011-206-6197